

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成22年10月29日(金) 14:00~15:00(60分)

(開催場所)

札幌第1合同庁舎10階4号会議室

(出席者)

当局側(北海道開発局)

松本 政美(開発監理部長)、是川 聡一(開発監理部次長)、

松田 春美(職員課長)、阿部 浩二(職員課長補佐)、今野 等(職員課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合)

小松 陽一(書記長)、久保 賢次(会計長)、

田中 正(中央執行委員(企画部長))、藤田 晃久(中央執行委員(組織部長))

(議題)

職員の健康・安全管理について

(交渉概要)

○ 職員団体側から

- ・ 健康安全管理細則が改悪され、職員団体の意見を聞き入れることなく保健安全協議会を一方的に廃止したことに対し強く抗議する。

- ・ 保健安全協議会は労使関係でも労使慣行でもなく、職員を代表した職員団体の意見を聴く場として、労使とは別個で切り離して行ってきたものである。

また、(北海道開発局における無許可専従等及び労使関係に関する)第三者委員会の報告書には、職員団体の意見を聴くなどとは書いていない。労使関係の適切な意思疎通を図っていくことが必要だと書いてあり、職員団体の意見を聴いて、業務執行に当たっていくことが妥当だと言っているものと理解する。

したがって、第三者委員会の指摘や新たな労使の枠組みを廃止理由にすることに納得がいかない。

さらに、人事院規則では、職員の意見を聴くための措置として、委員会の設置や職場懇談会の開催が明記されており、これに則って保健安全協議会を設置したはずであり、そのような理由で廃止することにはならない。

- ・ 当局は、職員に直接説明すると言いながら、管理者からの周知・説明がきちんとなされていない。現実には(意見の募集について)知らなかったという者がおり、結果、80名からしか意見が集まっていない。当局は、掲示板やメールを活用することで周知したことになると考えているのか。
- ・ 当局は、職員の健康安全問題に対してどのような考えでいるのか。
- ・ 当局は職員の健康安全が重要な問題であると言うが、職員から意見を聴くと言いながらメールボックスや意見箱を置いて、意見が出されなかったから問題ないという立場になる可能性があり、それが果たして重要な問題をより丁寧に意見を聴いて行っていくというスタンスになるのか。

また、職場の健康問題を考えれば、自操運転やメンタルヘルスなど重要な問題があり、それが個々の問題ではなく、職場的・構造的な問題ではないかというところをきちんと議論しなくてはならない。まさしくこれから職員団体という労働者を代表する組織からの意見を聴いて、お互い責任を持って職場の健康管理を作り上げていくこと

が必要であり、そのための「健康安全管理計画」が重要視されていくと考える。

- ・ 当局が、大きく意見聴取の方法を変えたので、健康安全管理に対する考え方で変えたのかと思っていたが、もしそうではないとするなら、変えた理由も職員が把握できないまま変わったことも納得がいかない。職場の健康安全の問題は、勤務条件に密接に関わるものであり、実のある話をすべきである。

○ 当局側から

- ・ 保健安全協議会の廃止理由は、「北海道開発局における無許可専従等及び労使関係に関する報告書」による労使関係の適正化として、「職員に周知すべき情報は、職員団体経由ではなく、直接職員に周知を図る。」という指摘がなされ、今後は、直接職員に周知し、職員から意見を聴くに当たっても全職員から直接意見を聴く方法に改めることとしたこと、また、保健安全協議会の昨今の開催状況を見ると、公務災害発生状況、健康安全管理計画、レクリエーション計画など健康安全管理対策を実施する側からの説明が中心となっており、必ずしも出される意見が多くない状況にあるため、より広く全職員から直接意見を聴く方法に改めることとしたこと。
- ・ 労使の対応ではないと言っても、保健安全協議会に係る職員代表の選任において、職員団体の推薦する役員が就任する形になっており、職員団体を通しての意見聴取がなされているのは適当ではなかった。

なお、職員団体からの意見を否定しているわけではなく、職員団体から「健康安全管理計画」について意見が出されれば、当然に検討・対処する。また、勤務条件に関する事項について交渉の申し入れがあれば、交渉の場で議論する。

委員会形式を職員から直接意見を聴く提案制度へ切り替えたことは、簡便化したということではなく、より良い方法に変更したもの。

- ・ 健康安全管理細則の改正及び職員からの意見募集の周知方法については、説明が足りない部分があるという意見もあり、今後はより丁寧な説明に努めたい。
- ・ 職員の健康安全管理は、重要な問題であると認識している。

職員の健康安全の問題は、かつてに比べると相当様変わりし、業務執行型の公務災害が相当少なくなった一方で、メンタルヘルス等職員の精神の問題が大きなテーマとなっている。職員団体という集団的な意見集約により改善を求める方法から、個人的な意見を主張する問題に変わりつつあると考える。

- ・ 保健安全協議会が労使関係ではなかったのかは不分明であり、これまで整理されていなかった。その点は見直し、職員と使用者としての当局が互いに向き合い、意見を吸い上げ、周知するという、職員と当局の関係を今回整理したもの。
- ・ 健康安全管理に関する職員からの意見聴取方法は管理運営事項であり議論の対象となり得ない。方法を変えた理由については説明したところ。このことによる勤務条件への影響に関して議論すべき。

※文責は北海道開発局当局(今後修正があり得る)